

熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、防災・減災・景観保全森林整備事業（以下「事業」という。）で実施する間伐等の基準を示すことにより、実施主体による事業の適正な執行を確保することを目的とする。

(標準地調査)

第2条 実施主体は、熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領第7条の規定により締結した協定の対象とする林分（森林機能高度発揮の森林づくり事業及び針広混交林化促進事業で実施した間伐施行地における2回目以降の間伐については、森林機能高度発揮の森林づくり事業実施要領第5の1及び針広混交林化促進事業実施要領第5の1の規定により締結した協定の対象とする林分。以下「対象林分」という。）について、次の各号により標準地調査を行うものとする。

- (1) 調査プロットは、林班を単位として合計した対象林分の面積1ヘクタールにつき1箇所設けるものとし、その位置は、尾根や谷の一方に偏らず、対象林分の平均的な林相の箇所に設定するものとする。
- (2) プロットの形状は、10メートル四方の正方形を原則とする。
- (3) プロット内の主林木の本数を調査し、防災・減災・景観保全間伐推進事業標準地調査表（別記第1号様式）を作成する。ただし、枯損木及び胸高直径4センチメートル未満の立木は、調査の対象としない。

(間伐)

第3条 実施主体は、間伐の実施に当たっては、次の各号に従わなければならない。

- (1) 気象災及びシカ被害の防止を図る観点から、林縁木については伐倒の対象外とするとともに、残存木の間隔に十分注意しながら、原則40パーセント程度（35パーセントを下限とする。）の本数伐採率となるよう選木（テープ巻き）すること。ただし、樹冠長率が30パーセント未満であって、風倒木被害のおそれがある場合は、本数伐採率の下限を30パーセントとすることができる。
- (2) 移動集積の対象林分内に森林作業道を開設する場合は、当該開設に係る対象林分内の支障木を前号の選木本数に含めること。
- (3) 伐倒作業においては、残存木を損傷しないよう伐倒方向に注意すること。
- (4) 伐採高さは、できるだけ地際から伐採すること。
- (5) かかり木が発生した場合は、そのまま放置することなく、適切に処理してから次の作業を行うこと。
- (6) 間伐後の広葉樹の更新を容易にするとともに、間伐木の流出を抑制するため、次により間伐木の集積等を行うこと。

ア 林内集積までの施行地においては、林内における作業等に支障がない

程度に伐倒木の枝を払い、玉切り、林内に集積すること。

イ 集積に当たっては、山腹斜面の等高線に沿った方向に、隣接する2本の残存木又は切株の斜面上側に整理するなど、下方への転落防止の措置を講じること。

ウ 移動集積に当たっては、間伐木本数の概ね8割以上を集材し、対象林分の林縁又は安定した地形の場所に集積すること。なお、林内に残す間伐木の集積については、イのとおりとする。

(森林作業道の開設)

第4条 森林作業道は、間伐木の移動集積を行うために必要な場合に開設するものとし、熊本県森林作業道作設指針に基づいて開設するものとする。

附 則

この基準は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月29日から施行する。

